

## 印西市地域公共交通活性化協議会規約

## (目的)

第1条 印西市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

## (事務所)

第2条 協議会は、事務所を印西市役所企画財政部企画政策課に置く。

## (業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第4条 協議会は、第7条に規定する委員をもって組織する。

## (会長)

第5条 会長は、第7条に規定する委員の中から互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

## (副会長)

第6条 副会長は、次条に規定する委員の中から会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (協議会の委員)

第7条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表

- (5) 市職員
- (6) 千葉県知事又はその指名する者
- (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 千葉県印西警察署
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる会議については、非公開とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、印西市企画財政部企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、国からの補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

- 2 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金)

第16条 協議会は、会議に出席した委員及び第9条第5項の規定により会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。この場合において、公務員である者に対して支払うことができる報償金の額は、旅費に相当する額とする。

- 2 前項に定める報償金の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年3月4日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 協議会設立時の委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成23年7月26日までとする。